

# 電子情報通信学会北陸支部 学生優秀論文発表賞規定

(第一版 平成 10 年 5 月 26 日)

(第二版 平成 11 年 4 月 20 日 一部改正 2 条)

(第三版 平成 22 年 5 月 21 日 改訂)

(第四版 平成 23 年 5 月 30 日 改訂)

(第五版 平成 23 年 6 月 30 日 改訂)

(第六版 平成 24 年 2 月 10 日 改訂)

(第七版 平成 26 年 6 月 25 日 改訂)

電子情報通信学会北陸支部における「学生優秀論文発表賞」の選定は、本規定によって行う。

(目的)

第 1 条 本会定款第 4 条へ項の事業の一環として、電子情報通信学会北陸支部（以下、支部と言う）は学生優秀論文発表賞を設定する。

(審査対象者)

第 2 条 この賞の審査対象者は、電気関係学会北陸支部連合大会において、論文を発表した学生とする。

(審査)

第 3 条 電気関係学会北陸支部連合大会において、学生により発表された論文に対し、下記 2 段階により審査を行う。

第 1 次審査：学生が所属する教育機関の教員により、独創性、新規性、有用性に関して審査を行う。

第 2 次審査：第 1 次審査合格者を対象として第 2 次審査を実施する。第 2 次審査員は座長および座長が指名する審査員、合計 2 名とする。第 2 次審査員は、発表を聴講し研究内容、論文構成、発表方法および質疑応答に関して審査を行う。

(受賞候補者の選定)

第 4 条 支部役員会は、第 2 次審査結果に基づき受賞候補者を選定する。受賞候補者数は第 2 条に定める審査対象者のおおむね 10% 以下とする。

(表彰)

第5条 受賞候補者には、候補者の同意を得て、表彰状、賞牌、賞金を授与する。なお、表彰を受けるためには、表彰時に電子情報通信学会会員であるか、あるいは入会申込済でなければならない。

第6条 受賞者への表彰状等の授与は、受賞者の所属する教育機関において行う。

第7条 表彰にかかる費用は、支部より支出する。

(その他)

第8条 本規定は、支部役員会の決議に基づき変更できる。

第9条 本規定は、支部の **Web** ページで公開する。

附則

1. 本規定は、平成24年3月1日から実施する。